

ID: 5623

担当部署: まちづくり部建築指導課

処分の概要	建築物エネルギー消費性能適合性判定の変更		
法令名 根拠条項	建築物省エネ法第11条第3項、同法第12条第4項		
法令番号			
【基準】 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条(建築物エネルギー消費性能適合性判定)第3項及び同法第12条(国等に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定に関する手続の特例)第4項の規定による			
標準処理期間	14日		
備考			
設定年月日	平成29年4月1日	最終変更年月日	令和8年2月1日